

＜資料提供＞令和7年5月26日  
健康福祉部少子化対策監室  
子ども政策課長 沖野  
TEL：（直通）076-225-1446  
（内線）4180

## 一般事業主行動計画の策定促進の呼びかけについて

仕事と子育ての両立や雇用環境整備のため企業が策定する一般事業主行動計画について、本県では、いしかわ子ども総合条例により、従業員21人以上49人以下の企業は積極的努力義務としてきましたが、従業員の仕事と子育ての両立を一層推し進めるため、令和8年4月1日から一般事業主行動計画の策定を義務化いたします。

計画の策定は、従業員の柔軟な働き方につながるだけでなく、企業にとっても人材の確保・定着等にメリットがあり、このたび対象企業に策定を促すチラシを作成し、配布しておりますことをお知らせします。

また、企業が石川県社会保険労務士会による策定支援を活用いただけることも併せてお知らせします。

（参考）詳細は別添チラシ参照

### 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策及びその実施時期を定めるもの

従業員の数	規定内容	根拠法令
101人以上	義務	次世代育成支援対策推進法 [国]
50～100人	義務	いしかわ子ども総合条例 [県]
21～49人	平成31年4月1日～ 積極的努力義務 令和8年4月1日～ 義務	いしかわ子ども総合条例 [県]

※従業員の定義（役員は除く）

常時雇用する労働者数として、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・過去1年以上雇用されている者または雇入れから1年以上の雇用が見込まれる者

# 事業主のみなさまへ

令和8年4月1日から一般事業主行動計画の策定及び公表が従業員21人以上の企業にも義務づけられます。

※いしかわ子ども総合条例（以下「条例」）



## 従業員の定義 ※役員は除く

常時雇用する労働者数として、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・過去1年以上雇用されている者または雇入れから1年以上の雇用が見込まれる者

## 一般事業主行動計画とは ※詳細は裏面をご覧ください

※次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、従業員が仕事と育児を両立しやすい職場環境を整備するために企業が策定する計画です。

## 策定のメリット

人手不足の解消、生産性・企業イメージの向上など

## 計画の策定について

- ・策定のための「手引き」を設けています
- ・社会保険労務士が策定のお手伝いをします（無料）  
従業員21～49人の企業において、自社での策定が困難な場合は、社労士が訪問して策定支援を行います。  
内容のご提案からお手続きまでお任せください。

手引き、社労士派遣申込みは次の二次元コード等から県HPへアクセスください。



計画を策定する  
メリットなど話  
を聞きたい

行動計画を策定し  
たいけど忙しくて  
手が回らない

計画内容につ  
いて相談して  
みたいなど



<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/koudoukeikaku.html>

石川県 一般事業主行動計画 検索



常時雇用する労働者数	時期	規定の内容
101人以上	平成23年4月1日～	義務(次世代法)
50～100人	平成25年4月1日～	義務(条例)
21～49人	平成31年4月1日～	積極的努力義務 ※規則で定める日から義務(条例)
	令和8年4月1日～	義務(条例)

## 一般事業主行動計画とは

次世代法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、**(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期**を定めるものです。

## 一般事業主行動計画策定のメリット

少子化の進行により人手不足が深刻化し、また、企業間競争が一層激化する中で、企業が自社の優位性や競争力を維持・発展させていくためには、従業員の労働意欲・生産性の向上、離職の防止など、人材活用の充実・強化が不可欠です。

このため、多様化する従業員の個々の事情(子育てや親の介護など)に合った職場環境を自社の実情に合った形でいかに整備していくかが、経営の大きな課題となっています。

仕事と生活の両立がしやすい職場環境を整備することは、企業にとって負担となるように感じられるかもしれませんが、**従業員のやる気と働きがい**につながり、**優秀な人材の確保・定着**、愛社精神の向上といった、**経営に大きなプラス効果**をもたらし、他社と差別化を図れ、優位性を高めることができます。

**ぜひ、従業員のワークライフバランス推進の一助として、計画の策定に取り組んでみましょう。**

### 入札参加資格における加点など〔石川県〕

- ・石川県発注の建築物管理業務、物品の製造の請負・購入等にかかる入札参加資格における審査附与数値の加点(総務部管財課)
- ・石川県発注の建設工事にかかる入札参加資格における主観点数の加点(土木部監理課)

詳しくは



### 助成金〔厚生労働省石川労働局〕

- ・両立支援等助成金  
従業員の仕事と家庭の両立支援等に取り組む事業主に対する助成金制度です。

助成内容など詳しくは



### 一般事業主行動計画 届出先

石川労働局雇用環境・均等室  
〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階  
TEL: 076-265-4429

### 受付時間

8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

### 届出方法

郵送、持参、電子申請(※)のいずれか  
※電子政府の総合窓口「e-Gov 電子申請」

### お問い合わせ先

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL: 076-225-1494 FAX: 076-225-1423 E-mail: wlb@pref.ishikawa.lg.jp